

★ 広島県立広島高等技術専門校及び広島県立技術短期大学校の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第二十七号）（職業能力開発課）

一 改正の要旨

県が実施する公共職業訓練の実施方針及び体制の見直しに伴い、広島県立広島高等技術専門校及び広島県立技術短期大学校を廃止することから、関係条例の規定を整備し、及び関係条例を廃止した。

二 施行期日

令和十年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（市町行財政課）

一 改正の理由

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を削除するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 市町が処理する事務から削除したもの

事	務	対象市町
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務のうち、一般廃棄物処理施設設置者等が精神の機能の障害により業務の継続が著しく困難となった場合の届出の受付		
二 高圧ガス保安法に基づく事務のうち、高圧ガス製造業者等が行う自主検査制度に係る新旧両制度の併存期間の終了に伴い、廃止される旧制度に基づく高圧ガス製造施設等の構造等の変更工事の完成検査記録の届出の受付等		
		竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町
		市町

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

1 二1の表の一及び二2（火薬類取締法施行規則及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関するものに限る。）の改正 令和八年十月十三日

2 二1の表の二及び二2（高圧ガス保安法に関するものに限る。）の改正 令和八年十二月二十一日

3 二2（都市再開発法に関するものに限る。）の改正 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に規定する政令で定める日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例（条例第二十九号）（安心保育推進課）

一 改正の要旨

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じることを義務付けるなど、次の関係条例の規定の整備を行った。

- 1 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例
- 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 4 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 5 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

二 施行期日

令和八年十二月二十五日

★ 広島県と広島県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十号）（経営革新課）

一 改正の要旨

産業競争力強化法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

令和八年十月十三日